

【 証明書類について 】

被扶養者の種類	こんなとき	必要な添付書類（証明書は全てコピー可）
配偶者 ・ 18歳以上の子供 ・ 父母 ・ 兄弟姉妹 ・ 祖父母	・ 無職(収入が無い場合も、 証明書が必要) ・ パート ・ アルバイト ・ 内職 ・ 自営業 等	● 市区町村発行の所得証明書（令和8年度） ● 市区町村発行の非課税証明書（令和8年度） ● 源泉徴収票（勤務先発行・令和7年度分） ● 市民税・県民税決定通知書（令和8年度） （上記4つの証明書の中から <u>いずれか1つ</u> ） 【自営業の場合】 ● 確定申告書（所得ではなく収入総額で判断します。ただし、製造業、卸小売業については経費を一部認める。） ※製造業、卸小売業は、確定申告書＋収支内訳書 * 自営業を廃業した時は廃業等届出書（税務署受付印のあるもの）
	・ 学生	● 学生証又は在学証明書
	・ 年金受給者	● 直近の年金振込通知書または年金決定通知書（令和8年6月交付分） * 両面、全面（住所記載部分も必要） * 国民、厚生、共済、企業、遺族、障害年金等あらゆる年金制度が対象 * 年金以外に収入がある場合は、所得証明書も必要
※ 全ての被扶養者に共通	・ 別居のため仕送りをして いる（単身赴任と学生は省く）	● 直近3ヶ月分（令和8年5.6.7月分）の振込みの記載された通帳の表紙と記載箇所、 又は振込み依頼書
	・ 一時的に130万を超える	● 勤務先（被扶養者）の事業主発行の「一時的な収入変動」の証明書
	・ 19歳になる年の1月1日～22歳になる年の12月31日までの間の方は、150万 ※ただし配偶者は除きます	

※ 被扶養者資格の適否について判断がつかない場合は、本基準に定めた以外の追加書類をお願いすることもあります。